

17川監公第3号

平成17年1月28日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	舘 健 三
同	奥 宮 京 子
同	本 間 悦 雄
同	西 村 英 二

- 1 監査の種別 行政監査
- 2 監査の対象 消防局、財団法人川崎市消防防災指導公社
- 3 監査のテーマ 消防・救急体制について

市民の生命・身体・財産を保障するため、安全で安心なまちづくりを推進することは行政に課せられた重要な責務であり、その要の一つとして消防・救急体制の整備がある。

消防には、火災の予防や消火活動、救急救助から地震・風水害への対応まで、幅広く重要な役割が含まれているが、最近では、大規模地震等に備えた広域緊急対応体制の充実、生物化学テロなど新たな危機への対応など社会環境の変化に的確に対応することも求められている。

本市消防局は、平成14年に新たな総合庁舎が完成し、最新指令システムが導入されたことにより、消防活動の中核拠点として機能が強化されたところであるが、今回の監査においては、市民の安全を守るため、必要かつ十分な消防・救急活動が行える体制が整っているか、災害の態様の変化に対応しているか、建築物や危険物施設の査察、消防用設備等の検査など火災を予防するための対策が図られているか、消防団や婦人消防隊などをはじめとして市民の参加による消防の訓練・指導、啓発活動が的確に行われているかなどについて監査を実施した。

- 4 監査の期間 平成16年4月27日から平成17年1月28日まで
- 5 監査の方法

- (1) 書面監査の実施

本市の消防・救急体制に係る消防局の平成15年度関係書類について書面監査を実施した。

- (2) 実地監査の実施

消防局、消防署及び出張所並びに財団法人川崎市消防防災指導公社において、本市の消防・救急体制に係る事業内容等のヒアリング、平成15年度分関係書類の照合等を行い、消防団器具置場（消防署毎に2～3箇所抽出）、職員用管理公舎、通信施設、消防用倉庫、出張所建設予定地等における実地監査を実施した。

6 監査の着眼点

- (1) 必要な消防・救急体制が整備され、適切に管理されているか。
- (2) 救助体制、危機管理体制は、原子力、毒劇物、化学物質等特殊災害、大規模災害など多様化する災害の態様の変化に的確に対応しているか。
- (3) 立入検査、予防査察、指導等の防火対策は、適正に行われているか。
- (4) 市民参加による消防訓練等の啓発活動が的確に行われているか。
- (5) 広域緊急対応体制等関係団体、部署との連携が十分に図られているか。
- (6) 消防・救急に関する事業が法令に基づいて、適正かつ効率的に行われているか。
- (7) 市民への迅速な災害情報の提供等情報化の推進が図られているか。

7 川崎市の消防・救急体制の現状について

(1) 通常の消防・救急体制について

ア 消防の体制について

(ア) 「消防力の基準」との比較

本市の消防は、昭和23年の「消防組織法」（昭和22年法律第226号）の施行に伴い2署7出張所、消防吏員163人、消防車両23台、救急車1台をもって発足し、平成16年4月1日現在では8署31出張所、消防職員数1,421人、消防車両62台、救急車22台となっている。

市町村の消防に必要な施設及び人員の基準として、総務省消防庁

（以下「消防庁」という。）は「消防力の基準」（昭和36年消防庁告示第2号）を示し、市町村は、その「消防力の基準」を基に、地域の実情を加味して消防施設や人員を自主的に決定し、消防力の計画的な整備を推進することとされている。

本市の消防力の現有状況を「消防力の基準」に照らすと、次のとおりとなっており、消防車両等は基準を満たしているが、救急自動車及び消防職員数は基準を下回っている。

区分	基準	現有	充足率
消防ポンプ自動車(台)	40	45	112.5%
はしご自動車(台)	8	8	100 %
化学消防車(台)	5	6	120.0%
救急自動車(台)	24	22	91.7%
救助工作車(台)	8	8	100 %
消防艇(そう)	1	1	100 %
消防職員(人)	1,505	1,364※	90.6%

資料：平成15年消防年報

(注)平成16年4月1日現在

※消防職員数は初任研修生、派遣職員を除いた実数

一方、消防庁の集計による全国の市町村消防施設整備等の現況は、次のとおりであり、本市と市町村集計の充足率を比較すると、救急自動車を除き、本市が高い値を示している。

区分	基準	現有	充足率
消防ポンプ自動車(台)	23,344	22,299	95.5%
はしご自動車(台)	1,523	1,264	83.0%
化学消防車(台)	1,446	1,226	84.8%
救急自動車(台)	4,927	4,712	95.6%
救助工作車(台)	1,457	1,238	85.0%
消防職員(人)	205,136	155,016	75.6%

資料：平成15年12月24日消防審議会資料

(注)平成15年4月1日現在

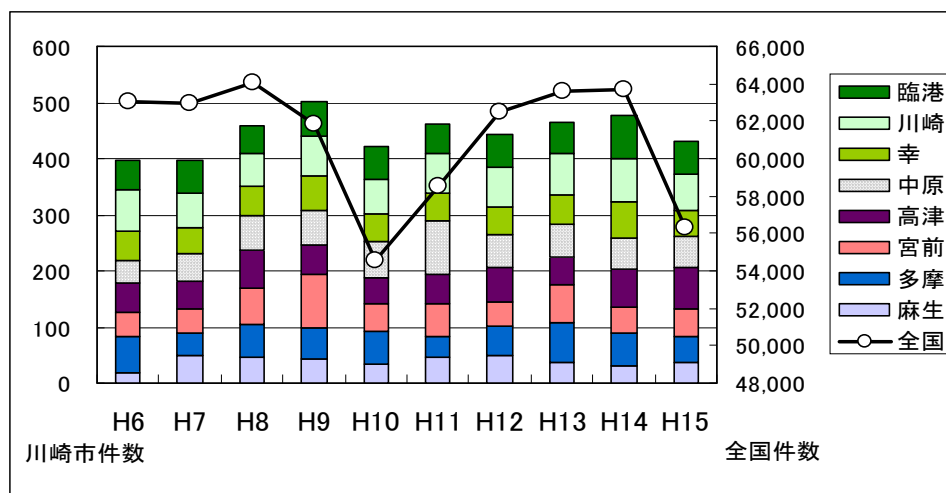
(イ) 消防活動の現状について

全国における火災件数の推移を見ると、この10年間で火災件数が6万件を超えた年は7回あったものの、平成15年の火災件数は、平成10年に続いて2番目に少ない件数であった。

本市の10年間の火災件数は、平成9年に500件を超えたものの近年は400件台で推移している。

グラフ1 火災件数の推移

単位：件数



資料：平成15年消防年報、平成15年版消防白書

(ウ) 消防団について

消防団は、地域に密着した消防機関として、火災及び風水害などに対する消防活動並びに応急救護などを任務としている。

全国では、消防団数3,598団（2万5,064分団）、92万8,432人の消防団員が活躍している（平成15年4月1日現在）。

本市の消防団は、消防組織法に基づく「川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例」（昭和38年条例第31号）により、平成16年4月1日現在、8消防団（28分団、39班）、1,196人の消防団員で構成されている。

a 消防団員数の推移について

消防団員数の推移を見ると、グラフ2のとおりである。

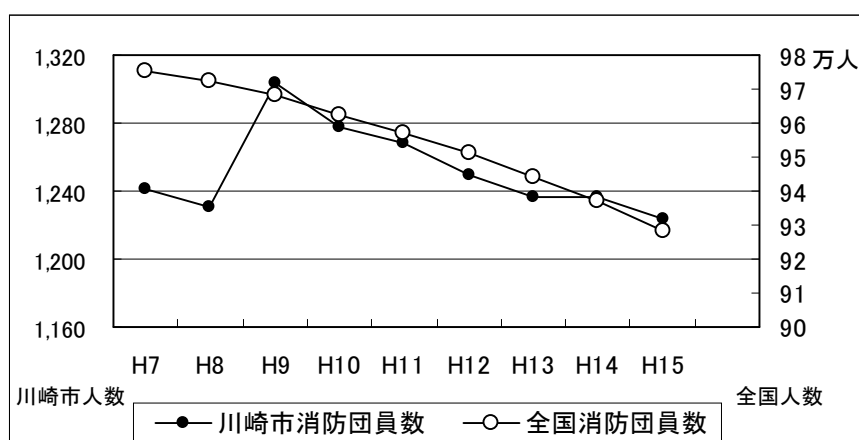
全国的には、平成7年度以降消防団員数の減少傾向が続いている。

本市は、平成8年4月に女性の雇用機会均等を図るため消防団員の任用条件を改めた。これにより平成9年度の消防団員数は約70人

増えたものの、この年をピークにその後は減少傾向が続いている。

グラフ 2 消防団員数の推移

単位：人



資料：各年消防年報、消防庁HP消防団データ集

(注) 各年4月1日現在

b 消防署別消防団員数について

消防署別の消防団員数の推移を見ると、表1のとおりである。

表 1 署所別消防団員数の推移

単位：人

年 度		H12	H13	H14	H15	H16	H12と H16の 差
全 国		951,069	944,134	937,169	928,432	-	
本市 合計	定 数	1,345	1,345	1,345	1,345	1,345	
	現員数	1,249	1,237	1,237	1,223	1,196	△53
臨港消防団		115	114	108	105	105	△10
川崎消防団		178	175	168	167	150	△28
幸消防団		166	165	176	166	163	△3
中原消防団		257	251	252	252	255	△2
高津消防団		118	122	122	123	121	+3
宮前消防団		115	110	113	111	105	△10
多摩消防団		160	160	160	160	160	±0
麻生消防団		140	140	138	139	137	△3

資料：各年消防年報、消防庁HP消防団データ集

(注) 各年4月1日現在

臨港、川崎、宮前地区の消防団で減少傾向が見受けられた。

消防局は、「都市形態の変化や少子高齢化による年齢別人口の変

化（若年層の減少）等が減少の要因として考えられる」としている。

消防庁は、全国的な消防団員数の減少傾向に対する検討を行うため、平成13年6月に「新時代に即した消防団のあり方に関する検討委員会」を設置し、平成15年3月に報告を受けた。同報告書では、サラリーマン、女性、若年層等の入団促進を図るため活動環境の整備が必要とし、その方策の一つとして、サラリーマンの勤務地での消防団入団の推進を挙げている。

本市は、平成16年10月に、川崎市消防団員任免条例（昭和23年条例第62号）を改正し、本市に居住する者に限っていた消防団員の任免要件を本市に勤務する者にも拡大し、消防団員の増員を目指している。

イ 救急の体制について

（ア）救急活動の現状について

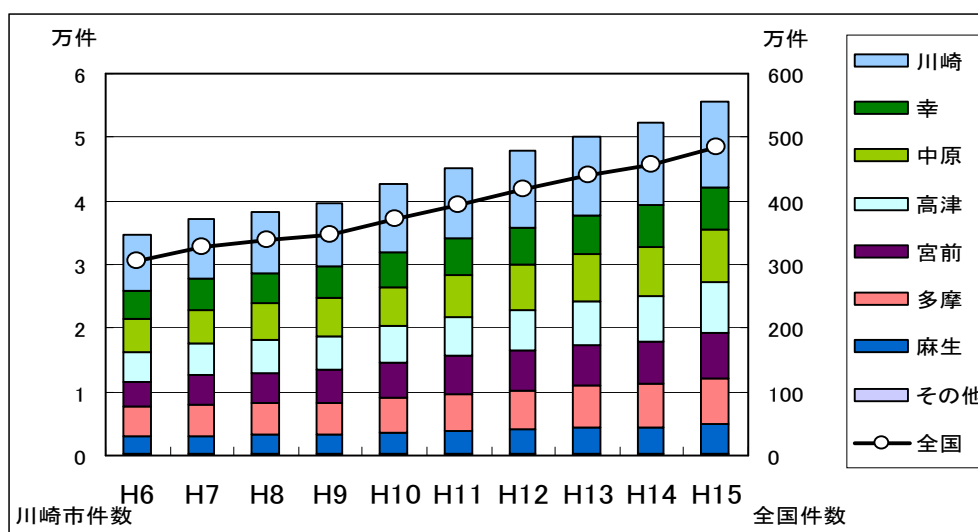
a 本市及び全国の救急出場件数の推移について

最近10年間における本市及び全国の救急出場件数の推移を見ると、グラフ3のとおりである。

全国の救急隊出場件数は、平成6年は304万9,000件であったが、平成15年には483万2,878件になり、58.5%の増加であった。

本市においても、最近10年間の救急搬送件数は、毎年1千件～2千件ずつ増加し、平成15年の増加数は3千件を超えていた。平成15年の救急出場件数は5万5,701件で過去最高を更新し、平成6年に比べ61.2%増加しており、全国平均を上回っている。

グラフ 3 救急出場件数の推移



資料：各年消防年報、消防庁救急救助の概要

b 本市の救急搬送者の搬送理由について

最近 5 年間ににおける本市の救急搬送者を搬送理由別に見ると、表 2 のとおりである。

搬送理由は、「急病」が一番多く全体の 6 割強を占めており、その傾向は毎年同じである。

表 2 救急搬送者の搬送理由

単位：人

年	合計	急病	交通事故	一般負傷	転院搬送	その他
H11	42,265	26,420 (62.5%)	6,135 (14.5%)	4,910 (11.6%)	2,697 (6.4%)	2,103 (5.0%)
H12	44,907	27,637 (61.5%)	6,776 (15.1%)	5,258 (11.7%)	3,074 (6.8%)	2,162 (4.8%)
H13	46,537	28,478 (61.2%)	6,752 (14.5%)	5,930 (12.7%)	3,129 (6.7%)	2,248 (4.8%)
H14	48,327	30,265 (62.6%)	6,553 (13.6%)	6,018 (12.5%)	3,254 (6.7%)	2,237 (4.6%)
H15	51,400	32,743 (63.7%)	6,537 (12.7%)	6,297 (12.3%)	3,389 (6.6%)	2,434 (4.7%)

資料：各年消防年報

(注) () 内は各年に占める割合%

c 救急搬送者の重症度について

最近 5 年間ににおける救急搬送者について、搬送者の状態により重症（入院 21 日以上）、中等症（入院 1 日以上 21 日未満）、軽症

(入院を要しないもの)に分けると、表3のとおりである。

入院を要しない軽症の搬送が一番多く全体の6割強を占めていた。

平成15年中の救急搬送者に占める入院加療を必要としない軽症傷病者は、本市の割合が60.4%、全国的には、大都市57.5%に対し、その他の都市は48.2%と大都市ほどこの傾向が強い。

表3 救急搬送者の重症度

単位：人

年	合計	死亡	重症	中等症	軽症	その他
H11	42,265	349 (0.8%)	3,121 (7.4%)	13,159 (31.1%)	25,550 (60.5%)	86 (0.2%)
H12	44,907	388 (0.9%)	3,171 (7.1%)	13,677 (30.5%)	27,565 (61.4%)	106 (0.2%)
H13	46,537	378 (0.8%)	3,292 (7.1%)	14,584 (31.3%)	28,211 (60.6%)	72 (0.2%)
H14	48,327	356 (0.7%)	3,148 (6.5%)	15,017 (31.1%)	29,755 (61.6%)	51 (0.1%)
H15	51,400	394 (0.8%)	3,381 (6.6%)	16,547 (32.2%)	31,022 (60.4%)	56 (0.1%)

資料：各年消防年報

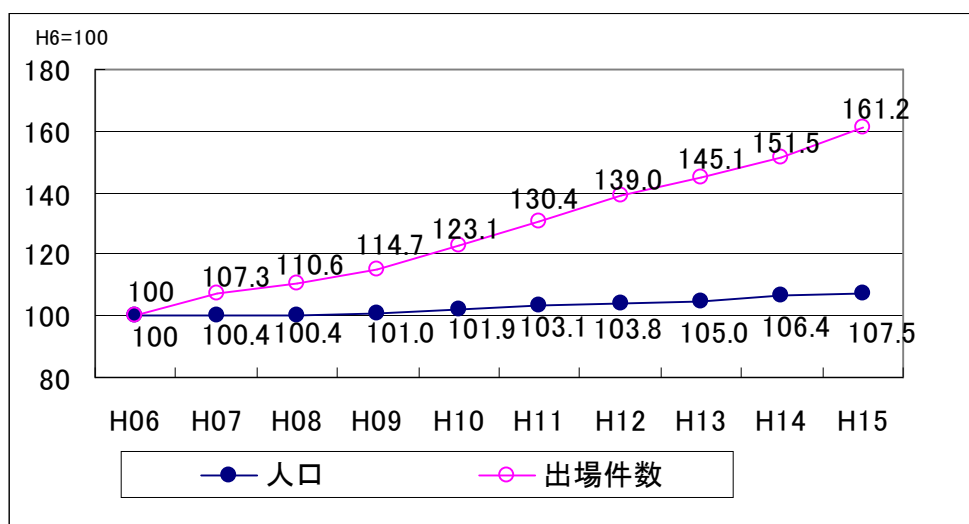
(注) ()内は各年に占める割合%

d 救急搬送件数と人口の比較について

本市の人口と救急出場件数の推移を、平成6年の数値を100として表すとグラフ4のとおりである。

救急出場件数の増加が、人口の増加を大きく上回っている。

グラフ4 人口と救急出場件数の推移



資料：各年消防年報、(注)人口は各年4月1日

(イ) 救急隊員の資格について

救急活動従事者に必要な資格の概要と本市の職員の資格取得状況は、表4のとおりである。

救急隊員は、人命を救護するという重要な任務に従事することから、最低135時間の救急業務に関する講習(救急I課程)を修了した者等をもって充てるようにしなければならないとされている。

表4 救急の資格

	資格	概要	人数
①	救急Ⅰ課程修了者	消防学校において135時間以上の教育を受けた者	全員
②	救急Ⅱ課程修了者	①の資格を有し、更に115時間以上の教育を受けた者	363人
	救急標準課程修了者	消防学校において、250時間以上の教育を受けた者	
③	救急救命士	②の資格を有するものが5年又は2,000時間以上の救急実務経験を有し、厚生労働省が指定する学校において835時間以上の教育を受け、厚生労働省が実施する国家試験に合格した者	117人
④	気管挿管の認定を受けた救急救命士	③の資格を有するものが62時間の麻酔学関係の講義を終了し、定められた医療機関において気管挿管の実習を30症例終了した者	2人

(注)①～③は、平成16年4月1日現在、④は平成16年12月現在

(ウ) 救急隊数の推移について

本市の救急隊数の推移は、表5のとおりである。

「消防力の基準」は、人口により救急隊数を算出するが、本市は、救急出場件数の増加等地域の実情に合わせ、救急隊数を増やしている。

表5 救急隊数の推移

年度	S54～H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
救急隊数	18	19	19	19	20	21	22

資料：平成15年消防年報
(注)各年4月1日現在

(エ) 救急業務の高度化等について

a 自動体外式除細動器（A E D）について

高齢化社会の進展等に伴い増大する心筋梗塞、脳卒中等による心肺機能停止患者の救命率を一層向上させるため、平成15年4月に救急救命士法施行規則が一部改正され、自動体外式除細動器（A E D）による除細動（電気ショック）は、医師の具体的指示を要せずに救急救命士が行うことができる業務となった。

消防庁によると、政令指定都市及び東京都における平成15年中の医師の包括的指示による除細動の実施状況について、医師の具体的指示を得てから除細動を実施していた平成14年中と比較すると除細動実施率が8.5%から12.3%と3.8ポイント、心拍再開率が27.8%から33.9%と6.1ポイント、1箇月生存率が12.8%から15.1%と2.3ポイントそれぞれ上昇している。

本市の使用実績は、表6のとおりであるが、平成15年度に新たに4台の自動体外式除細動器を購入し、保有台数は30台となっている。

表6 平成15年度川崎市における使用実績

単位：人

心肺停止者(ア)	(ア)のうち A E D使用	1週間生存者	1箇月生存者
847	78	17	14

(注)消防局調べ

b 気管挿管について

平成16年7月から、一定の条件を満たす救急救命士は、気管挿管（気管内チューブという器具を用いた気道確保）を行うことができるようになり、救急救命士の行える業務が更に拡大された。

気管挿管の資格認定を受けるためには、救急救命士の資格を有するものが62時間の麻酔学関係の講義を終了し、定められた医療機関において気管挿管の実習を30症例終了することが必要なことから、その養成に時間を要する。

消防局は、平成16年12月現在で2人に資格取得させ、今年度中に更に2人を予定している。

他の政令指定都市等の当該資格の取得状況は、東京消防庁43人、札幌市7人、横浜市6人、仙台市、千葉市、名古屋市及び大阪市5人、神戸市2人、さいたま市、京都市、北九州市及び福岡市1人という状況である（平成16年10月現在）。

c 市民救命士の養成について

救急隊が現場に到着するまでの間に、救急現場近くの市民による応急手当が適切に施されれば、救命効果が得られる場合もある。

消防局は、救急患者の救命率の向上を目指して、心肺蘇生法、止血法等の応急手当の実技を修得した人を、各家庭に1人“市民救命士”として養成することを推進しており、平成16年12月末現在、市民救命士は約17万人に上っている。

市民救命士の養成講習会は表7のとおりである。

表7 市民救命士の養成講習会

	内容	講習時間	修了証等
普通救命講習会	心肺蘇生法1人法、大出血時の止血法	3時間	市民救命士証・普通救命講習修了証
上級救命講習会	心肺蘇生法1人法2人法、大出血時の止血法、傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当、搬送法	8時間	市民救命士証・上級救命講習修了証

心肺蘇生法講習会	心肺蘇生法の1人法	2時間30分以上3時間未満	市民救命士証・心肺蘇生法修了証
----------	-----------	---------------	-----------------

資料：消防局HP

ウ 航空隊について

本市航空隊は、昭和60年に東京都江東区新木場の東京ヘリポートを基地として、消防ヘリコプター1機を導入して設置された。その後、平成6年に1機が加わっている。

航空隊の平成15年中の活動状況は表8のとおりである。

表8 航空隊の活動状況

任務		内容	件数	時間 (時間:分)
災害 出場	火災	一般建物火災、石油コンビナート等特別 防災区域火災等	26	15:01
	救急	救急搬送	3	1:30
	救助	水難救助	8	6:35
	警戒	警戒飛行	6	4:33
	応援	林野火災、山岳救助	2	2:55
計			45	30:34
消防 業務	演習	水防訓練、消防訓練、防災訓練等	7	13:25
	警戒	市街地巡視パトロール	31	42:23
	行事	各地区消防出初式	8	7:06
	訓練	航空救助員新規養成研修、航空救助員実 務研修、救急隊員専門研修	29	50:30
計			75	113:24
航 空 隊 業 務	操縦訓練	操縦士の操縦訓練、夜間飛行訓練等	71	103:35
	救助訓練	航空救助員の救助訓練、ヘリテレ操作訓練	26	48:00
	調査	建物調査、臨時離着陸場調査等	37	42:35
	空輸	定期整備	5	13:25
	試験飛行	定期整備確認飛行	35	21:05
計			174	228:40
行 政 業 務	公報	市民地震防災デー、選挙等	17	22:42
	調査視察	花粉調査、市街地調査、消防団視察等	36	44:35
	撮影	学校教材、写真撮影	8	8:20
	その他	相模原消防水防訓練、厚木消防山岳救助 訓練、海老名市航空救助訓練等	8	13:20
計			69	88:57
総合計			363	461:35

資料：平成15年消防年報

(2) 非常時の消防・救急体制について

ア 警防計画の作成状況について

消防局は、川崎市消防局警防規程（昭和63年消防局訓令第15号。以下「警防規程」という。）第8条に基づき、警防計画の基本方針として22の指針等を示している。消防署長は、警防規程第9条により消防局の示した基本方針に沿って管轄区域内の警防活動を実施するための警防計画を作成しなければならないとされている。

各消防署の警防計画作成状況は、表9のとおりである。

表9

警防計画策定状況

平成16年12月10日現在

	警防計画の基本方針	局警防課	臨港署	川崎署	幸署	中原署	高津署	宮前署	多摩署	麻生署
1	核燃	H9.9.1 料	H15.2.19	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	H16.3.24	該当なし	該当なし
2	エレベーター停止事故活動指針	H9.9.1	H16.1.30	H11	H11.12.15	策定中(H16)	H11.7.8	H16.3.29	H9.12.1	H11.12.21
3	同時多発火災活動計画	H10.2.2	震災警備計画適用	H12	H12.5.5	震災警備計画適用	H11.7.8	地震対策計画適用	H11.7.9	H11.12.7
4	大型消防ポンプ車遠距離送水活動計画	H10.3.27	H10.9.23	H10	H11.11.1	策定中	H16.8.13	H10.11.5	H10.10.6	該当なし
5	大規模災害等応援・受援計	H11.12.1	H15.7.16	H15	H14.3.25	策定中(H16)	H13.5.10	H15.12.2	H12.11.18	H13.4.13
6	大規模地震発生時における救急活動計画	H10.3.27	震災警備計画適用	H12	H12.3.25	震災警備計画適用	H11.7.8	地震対策計画適用	H12.3.29	H11.8.5
7	道路トンネル警防活動指針	H10.2.2	H11.1.25	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
8	崖崩れ事故警防活動計画	H10.3.27	該当なし	該当なし	風水害警防計画適用	策定中(H16)	H12.2.24	風水害活動計画適用	H11.10.12	H10.6.1
9	特定用途建築物警防計画作成要領	H11.3.4	対象物毎に策定	対象物毎に策定	対象物毎に策定	H11	H11.5.12	対象物毎に策定	対象物毎に策定	H15.12.1
10	毒物・劇物等保有施設警防活動指針	H11.10.1	対象物毎に策定	対象物毎に策定	対象物毎に策定	対象物毎に策定	H11.5.12	16.2.2	対象物毎に策定	対象物毎に策定
11	危険物等輸送車両災害活動指針	H14.3.19	H16.2.24	策定中	策定中(H16)	策定中	策定中	H16.3.29	H15.10.1	策定中
12	洞道等警防計画	H12.6.30	H16.4.5	H14.3.28	対象物毎に策定	H13.4.27	H12.11.12	対象物毎に策定	策定中	該当なし
13	風水害警防活動計画	H11.4.20	H15.12.16	H12.8.13	H12.10.4	H15.11.4	H15.12.30	H16.3.18	H13.8.2	H15.10.28
14	市街地大火警防計画	H14.10.25	策定中	H16	策定中	震災警備計画適用	H16.9.1	策定中	策定中	策定中
15	福祉施設等警防活動指針	H13.1.19	対象物毎に策定	対象物毎に策定	対象物毎に策定	対象物毎に策定	対象物毎に策定	対象物毎に策定	対象物毎に策定	
16	大規模倉庫等警防活動指針	H14.11.18	対象物毎に策定	対象物毎に策定	該当なし	該当なし	対象物毎に策定	対象物毎に策定	該当なし	対象物毎に策定
17	船舶火災警防活動指針	H16.5.20	H16.6.20	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
18	バイオテクノロジー施設警防活動指針	H16予定								
19	水道断減水	H16.7.26	事案毎に策定		事案毎に策定	事案毎に策定	策定中	事案毎に策定	事案毎に策定	策定中
20	消防活動困難地域警防活動指針	H16予定		S57.10	H9.8.1	H6.3.28			対象物毎に策定	
21	航空機災害警防活動指針	H16予定								
22	危険物施設警防活動指針	H16予定								
23	震災警備計画	S62.12.20	H16.1.5	H5.12.1	H7.2.20	H15.12.7	H12.7.10	H11.3.29	H11.8.12	H9.8.1
24	大規模救急救助警防計画	H11.4.1	H13.4.23	策定中	H12.12.25	H16.6.1	H12.3.10	H16.2.10	H12.3.29	H11.8.5
25	テロ災害警防活動指針	H11.4.1					策定中			

イ 消防職員の居住地について

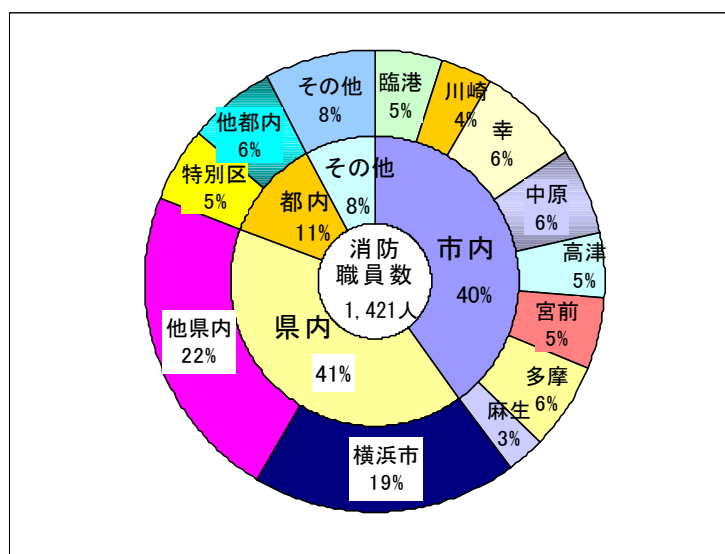
消防局長は、警防規程に基づき、通常時の警防体制を強化する必要がある場合には、特別警防体制を確立し、必要な職員は、非直員（動員発令時に勤務を要しない職員）等の動員により確保する。

消防署長は、動員を効率的に行うため、所属職員及び管轄区域内居住職員の動員名簿、参集所要時間、消防隊の編成を考慮した動員計画を作成しなければならない。

消防職員の居住地の分布はグラフ 5 のとおりである。

消防職員1,421人のうち40%の569人が市内に居住し、各消防署管内には、約40人から100人の消防職員がいる。神奈川県内には、横浜市内に19%の265人、その他県内に22%の314人が居住し約4割を占めている。

グラフ 5 消防職員の居住地

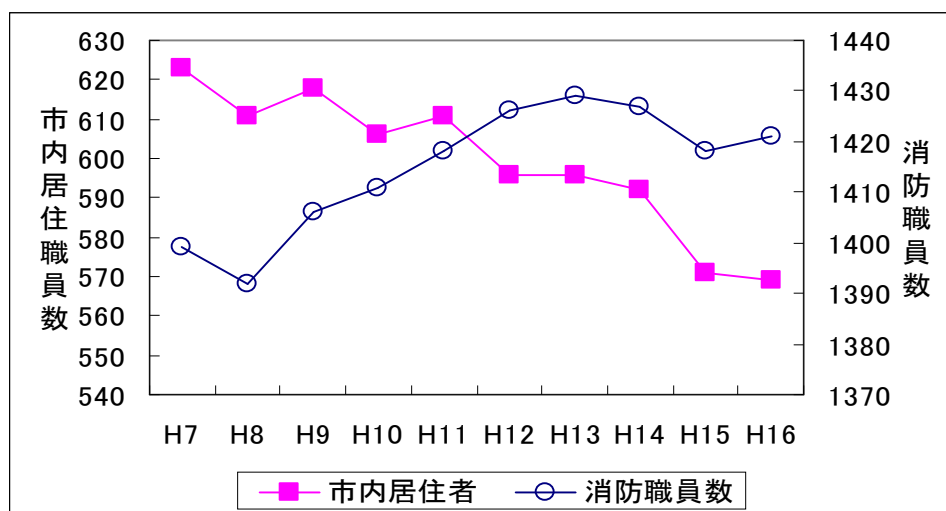


資料：平成15年消防年報
(注)平成16年年4月1日現在

市内に居住する職員の最近10年間の推移を見るとグラフ 6 のとおりである。市内居住消防職員数は、平成 7 年の623人から平成16年には569人となり市内居住は減少傾向にある。

グラフ 6 市内居住消防職員数

単位：人



ウ 職員用管理公舎について

川崎市公舎管理規則（昭和41年規則第9号）第8条により、管理公舎は本来の職務に伴って、通常の勤務時間外において、市民の生命又は財産を保護するために緊急な勤務に従事しなければならない職員のために設置し、入居料は無料とされている。

消防職員用の管理公舎は、平成15年度に殿町第1及び殿町第2公舎が老朽化に伴い廃止され、平成16年4月1日現在は表10の2棟で、入居率はほぼ100%であった。

表10 消防職員用の管理公舎

	戸数	開設年
小田公舎	20戸	S56年
幸公舎	22戸	H8年

資料：平成15年消防年報

(3) 立入検査、違反処理等防火対策について

ア 立入検査実施状況について

消防局は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第4条に基づき防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況について、定期及び特別検査を行うこととされている

(ア) 防火対象物の件数について

定期検査を行う防火対象物は、川崎市火災予防立入検査規程（平成11年消防局訓令第15号。以下「検査規程」という。）により、百貨店、地下街等不特定多数の者が出入りする施設、病院や老人福祉施設等いわゆる災害弱者が入所する施設など、施設の用途や収容人員に応じて区分し、表11のとおり検査の回数を定めている。

表11 定期検査を実施する区分表

区分	用途	要件	回数
第1種防火対象物	飲食店、百貨店、ホテル、病院、老人福祉施設、地下街など	収容人員30人以上	1年に1回以上
第2種防火対象物	学校、図書館、共同住宅、工場など	収容人員50人以上	3年に1回以上
第3種防火対象物	ア 飲食店、百貨店、ホテル、病院、老人福祉施設、共同住宅、工場、など	自動火災報知設備設置義務あり	5年に1回以上
	イ	消火器設置義務あり	消防署長が決定する回数
第4種防火対象物	第1種、第2種、第3種以外の防火対象物		消防署長が決定する回数

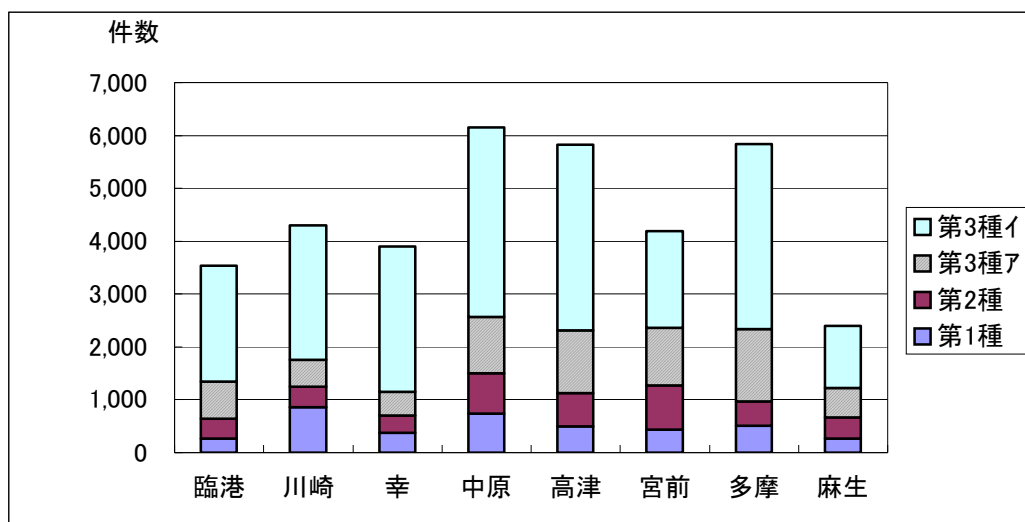
（注）消防局調べ

平成15年度の防火対象物の件数は、グラフ7のとおりである。

第3種防火対象物ア及びイに区分される共同住宅等が多い中原、高津及び多摩の各消防署の件数が多くなっている。

グラフ7 平成15年度 防火対象物件数

単位：件



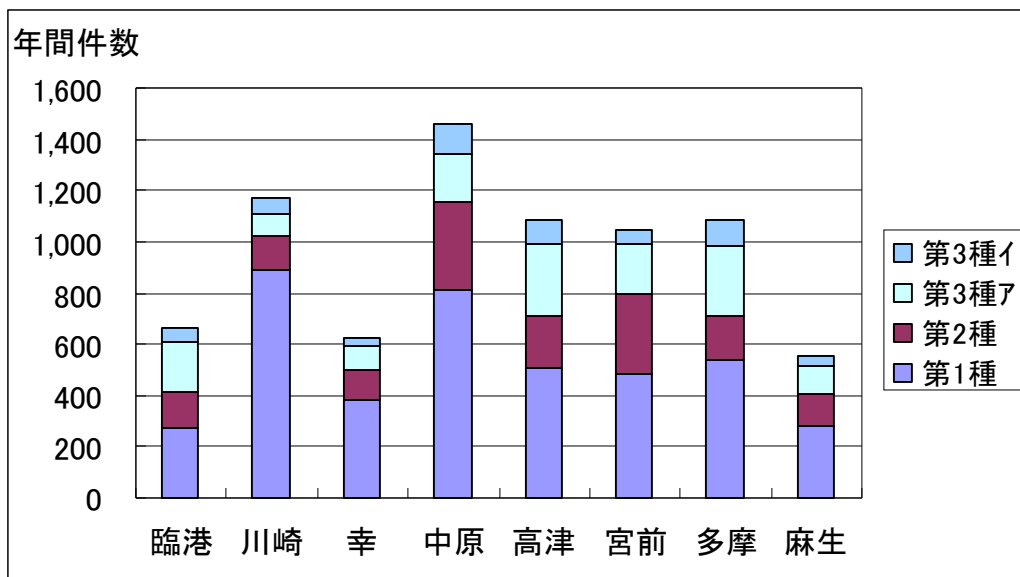
資料：平成15年消防年報

(イ) 立入検査実施件数について

各消防署の立入検査実施状況は、グラフ8のとおりである。

川崎駅、武蔵小杉駅周辺の繁華街を抱え飲食店、百貨店、マーケット等第1種防火対象物が多い川崎及び中原消防署の立入検査数が多い。

グラフ8 平成15年度 立入検査実施件数 単位：件



資料：平成15年消防年報

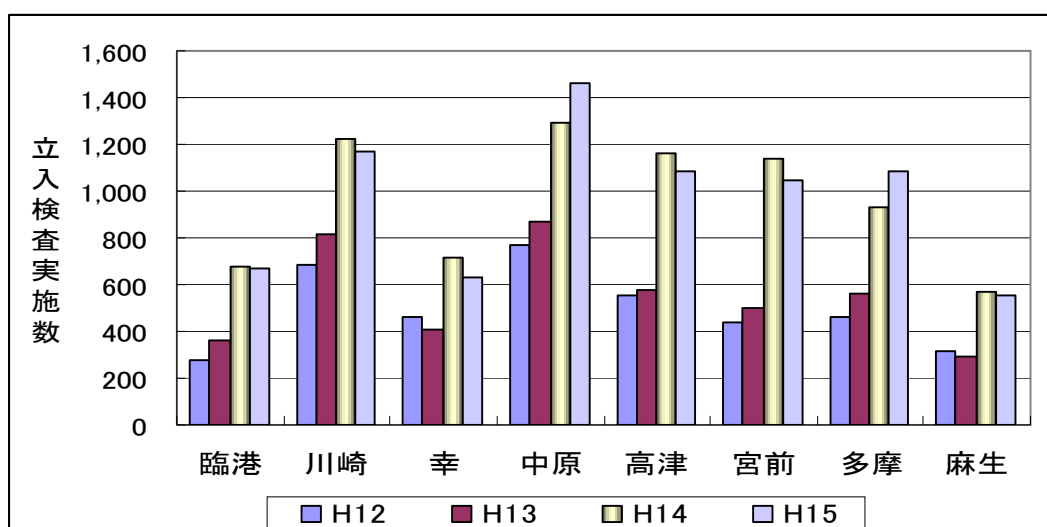
(ウ) 法改正に伴う立入検査数の増加について

平成13年9月1日に発生した新宿区歌舞伎町の雑居ビル火災を踏まえて、防火管理体制の実効性を高めるため、平成14年4月、法の改正

が行われた。

平成12年度以降の立入検査実施数の市内消防署別推移を表すとグラフ9のとおりである。法改正によりマンション等共同住宅の検査回数の拡大もあり、平成14年度、15年度の立入検査数が急激に増加している。

グラフ9 消防署別立入検査数の推移 単位：件



資料：各年消防年報

イ 立入検査実施計画について

消防署は、立入検査を計画的に実施するため、おおむね毎年12月までに当該年度に予定する検査対象物の立入検査を終えるように実施計画を立てている。

第1種防火対象物について、実施計画に沿って立入検査が行われているかどうかを見たところ、平成15年4月から12月までの立入検査の実施状況は表12のとおりである。

年度当初の計画において立入検査を終了する時期である12月末の時点で臨港及び川崎消防署では、約16%の検査を残していた。

表12 第1種防火対象物立入検査実施状況 単位：件

第1種	臨港	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	平均
検査対象物数	268	859	351	705	479	419	501	265	481
立入検査実施数	223	720	323	613	423	374	456	230	420
実施残の割合	16.8%	16.2%	8.0%	13.0%	11.7%	10.7%	9.0%	13.2%	12.5%

(注) 消防局調べ、平成15年4月～12月分

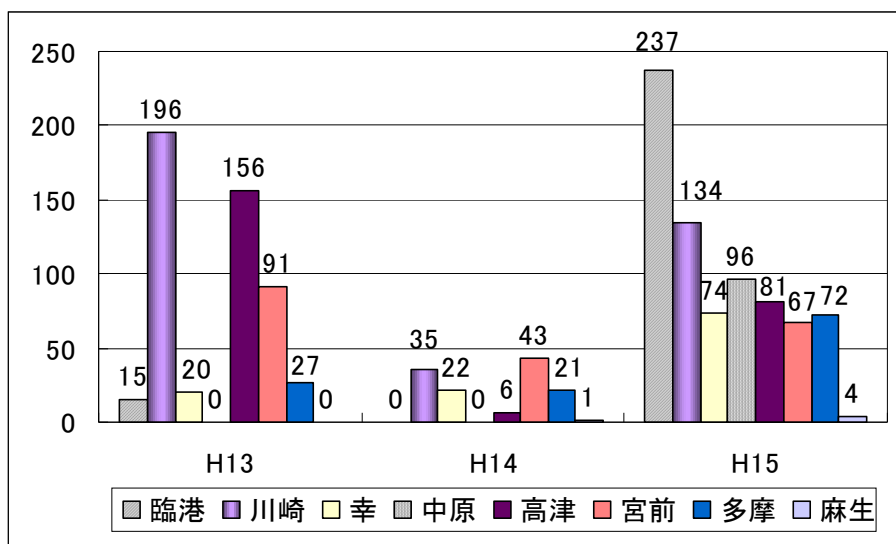
ウ 警告書の交付について

平成13年度から同15年度の消防署別警告数は、グラフ10のとおりである。

消防局は、平成15年度に査察課を設置して違反処理の強化を図り、市全体としては警告件数が増加した(平成13年505件、平成14年128件、平成15年765件)が、川崎、高津及び宮前消防署は平成13年度より警告数が減少し、麻生消防署ではほぼ横ばいの状態であるなど警告に当たったの対応の違いが見受けられる。

グラフ10 消防署別違反処理警告書交付数

単位：件



(注) 消防局調べ

エ 命令書の交付について

平成2年から同16年9月までの警告書の交付と平成16年9月末現在における改善の状況を表すと、表13のとおりである。

警告書を交付してから1年以上経過してもなお未改善の違反が見受けられるが、警告事項が履行期限を経過しても履行されないとき等に交付する命令書の最近10年間の交付実績は、平成10年度臨港消防署 9件、平成11年度臨港消防署 7件及び平成12年度宮前消防署 2件の合計18件であった。

表13 警告書交付の状況

単位：件数

	臨港	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	計
交付数	454	730	265	199	322	496	247	36	2,749
改善数	377	688	239	165	276	462	194	36	2,437
未改善	77	42	26	34	46	34	53	0	312
交付から1年以上経過しているもの	8	15	11	1	2	0	3	0	40

(注) 消防局調べ、平成2年から同16年9月末

(4) 広域応援体制について

ア 市町村間等の相互応援協定について

通常火災や風水害に対しては、各市町村がその管轄区域の消防の責任を負うが、市の境界付近での災害、区域内の消防力を上回る災害等に対しては、近隣の市町村間で相互に応援協定を結び、迅速かつ効率的な対応を図っている。

本市は、表14のとおり10種類の相互応援協定を締結している。

平成15年中に隣接都市への応援を行ったのは56件、隣接都市からの応援を受けたのは48件であった。

表14 消防相互応援協定

	協定先	応援種別	締結年月日
--	-----	------	-------

神奈川県下消防相互 応援協定	県下24市町、2 組合	火災・救急及 びその他の災 害	H12.4.13締結 (S50.7.25制定)
東名高速道路消防相 互応援協定書	沿線7市、1組 合	同上	H12.5.15締結 (S56.4.25制定)
扇島に関する消防業 務協約	横浜市消防局	同上	H2.12.20制定・締結
東京消防庁・川崎市 消防相互応援協定	東京消防庁	同上	H9.11.20締結 (S43.8.2制定)
川崎市・稲城市消防 相互応援協定	東京都稲城市	同上	S60.6.21制定・締結
航空機消防相互応援 協定	東京消防庁、 横浜市、千葉 市	水災害、地震等 大規模特殊災 害	H7.3.29制定・締結
東京湾消防相互応援 協定	東京都、横浜 市、千葉市、市 川市	港域内及び沿 岸施設の大規 模な火災・流出 事故・その他の 災害	H2.5.29制定・締結
横浜海上保安部と川 崎市消防局との業務 協定	横浜海上保安 部	船舶火災、その 他の災害	S46.3.1制定・締結
東京湾アクアライン 消防相互応援協定書	木更津市	火災・救急及 びその他の災 害	H9.12.1制定・締結
鉄道災害における鉄 道事業者と消防機関 との連携に関する協 定書	県内15鉄道事 業者及び27消 防機関	鉄道災害等及 び鉄道沿線火 災	H16.3.29制定・締結

資料：平成15年消防年報

8 監査結果

(1) 通常の消防・救急体制について

ア 基本方針について

(ア) 消防局基本方針推進委員会の位置付け等について

消防局は、平成14年2月に消防局基本方針（以下「基本方針」という。）を策定した。これは、将来展望を見据えながら、現行の組織体制等の抜本的な見直しを進め、消防・救急体制を合理的かつ効率的に再編成することによって、消防行政の円滑な運営を図ることを目的と

している。

消防局は、基本方針に基づき、平成13年度から平成16年度の実施計画を策定し、この実施計画を円滑に推進するため、消防局基本方針推進委員会（以下「推進委員会」という。）を同14年4月1日に設置した。基本方針に盛り込まれた消防署所の統廃合等に係る様々な課題への対応に関しては、平成15年11月までに5回の推進委員会が開催されている。

しかしながら、消防局は、平成16年度の署所の統廃合について延期の決定を行った際には推進委員会を開催せず、実施計画の見直しも行っていない。

基本方針及び実施計画は、消防・救急体制の整備に向けて、様々な課題に対処するため、状況の変化を加味しつつ計画期間における事業の計画的な進捗を図り、実情に適した実効性のあるものにしなければならない。

消防局は、推進委員会の位置付け、在り方等を再確認し、平成17年度以降の実施計画を策定するなど、基本方針の円滑な推進に努められたい。

（イ）基本方針に基づく署所の再配置について

消防局は、基本方針において、組織体制を見直し、現行39署所を消防庁が示す「消防力の基準」に沿った34署所に再配置することとした。

本市は、従来は行政が主体で進めていた施策を地域社会の主役である市民とのパートナーシップによって、市民、地域の視点を重視した施策の推進に取り組んでいる。

消防局は、平成16年度に予定していた署所の統廃合計画が地域住民

の合意を得られずに延期となったことを真摯に受け止め、広く市民の意見を取り入れながら、市民と協働して合理的かつ効率的な消防行政を推進する手法について検討されたい。

イ 消防体制について

(ア) 消防隊の体制について

「消防力の基準」では、消防ポンプ自動車 1 台について、消防職員 5 人が乗車し、2 口の消防ホースが使用できる体制を原則としている。

本市の消防隊の体制を見たところ、1 台当たり消防職員 4 人、消防ホース 1 口使用の体制となっていた。

5 人体制の場合、機関員（運転士）を除き、2 人一組で 2 口の放水が行える体制であるが、4 人体制では、機関員（運転士）1 人、指揮者 1 人、放水作業 2 人となるため、消防ホースは 1 口しか使用できない。

単純に消防職員数と放水口数の割合で考えれば、機関員（運転士）を含んで 5 人 2 口とするか、3 人 1 口の体制が効率的であり、現行の 4 人 1 口は非効率と思われる。

消防局は、大規模災害に備えた指揮情報隊の設置や市民ニーズに対応できる救急隊の増設など喫緊の課題に対応するため、現有の職員数の中で必要な職員数を確保しなければならないことから、消防隊の効率的な職員配置について検討されたい。

(イ) 航空隊の運航体制について

航空隊の運航体制は、平成 13 年度から 24 時間体制で行われているが、その勤務人員は、次のとおりである。

勤 務	勤 務 人 員
-----	---------

平日昼間	2機体制 (原則)	操縦士4人、整備士3人、専任航空救助員3人
	1機体制	操縦士2人、整備士2人、専任航空救助員2人
休日昼間		操縦士2人、整備士1人、専任航空救助員1人
夜間 (17:00～翌日8:30)		操縦士1人、整備士1人、専任航空救助員1人

平日昼間は、原則として2機運航できる人員体制を整えているものの、実態として2機目は後方支援機であり、平成13年度以降、同一時間帯に2機出場したことはない。

また、休日昼間の運航体制は1機体制で、平日と比べて整備士1人、専任航空救助員1人の計2人少ない体制である。いつ発生するのか分からない災害に対し、航空隊の運行体制を平日と休日で区別する理由は見当たらない。

一方、夜間は操縦士を1人しか配置していない。航空隊の夜間の災害活動範囲は、石油コンビナート火災、高層建築物火災など大規模火災における情報収集及び広報活動に限定され、通常の一般火災における情報収集活動は含まれていない。平成13年度以降現在まで約4年間の夜間出場件数は、わずか1件であった。

他都市では、夜間出場を本市より積極的に行っている事例も見受けられることから、消防局は、航空隊の平日昼間の2機運航体制を見直し、休日昼間及び夜間の体制の充実を図るなど、本市の航空隊がより有効に活用される運航体制について検討されたい。

ウ 救急体制について

(ア) 急増する救急件数に対応する救急隊について

平成15年版消防白書によると、平成14年中の救急隊の出場件数は、全国で1日平均1万2,482件(前年1万2,048件)で、6.9秒(同7.2秒)

に1回の割合で出場し、国民の29人に1人(同30人に1人)が搬送されている。

本市の状況を見ると、救急隊の出場回数が増えることにより、管轄の消防署・出張所の救急隊が不在となる時間が長くなるため、直近より遠い消防署・出張所に待機している救急隊が出場するケースが増えることになる。119番を受けてから現場到着までの時間は、平成11年は6.1分であったが平成15年には6.9分と年々遅くなっている。

「消防力の基準」に基づく本市の救急隊数は24隊となるが、平成16年12月時点の現有の救急隊数は22隊で2隊不足している。

他都市では、救急隊の不足を補う手段として、消防車両に救急資機材を積載し、救急隊員の有資格者が乗車して救急活動を行う事例も見受けられた。

消防局は、市民の救急ニーズに応じたサービスが提供できる救急隊及び救急体制について検討されたい。

(イ) 救急需要の把握について

東京都が平成16年7月に発表した「機能するバランスシートー救急事業とバランスシートの役割ー」(以下「機能するバランスシート」という。)によると、救急件数の増加の要因として次の6点を挙げている。

- ①高齢化・核家族化により、同居者・近親者での対応力の低下
- ②在宅患者の増加等による搬送需要の増加
- ③利用者が「ただで、直ぐに来て、優先的に診てもらえる」救急車に頼る傾向があること
- ④救急利用のルールやマナーの低下

⑤行政側のコスト意識の欠如

⑥急病発生時の医療相談体制の欠如及び民間の代替手段の未発達

本市にあっても、救急件数が増加している状況にあり、本当に利用しなければならない人が有効に利用できなくなることが危惧される。

消防局は、本市の救急需要が増加している原因について調査、分析することにより、緊急を要しない軽症者の利用の抑制について、有効な対策が講じられるよう検討されたい。

(ウ) 救急サービスの在り方について

先の「機能するバランスシート」によると救急車出場 1 回につき、約 4 万 5,000 円の費用がかかるとされている。

内閣府が平成 15 年 5 月に行った「消防・救急に関する世論調査」によると、搬送費用の負担について「利用者が一部負担した方がよい」「利用者が全額負担した方がよい」という有料化容認派が 4 割強というデータがある。

生命の危機に直面したときに救急サービスは誰でも受けられるべきだとする救急の原点、日本全国で長年にわたって救急サービスが無償で提供されてきた点などを考慮すると、救急サービスの有料化は、行政コストの面だけを強調して、一律・早急な導入を行うことはできない。

消防局は、救急の必要性も低く、代替手段もあるような場合には、他都市の状況を踏まえ、救急サービスの一部有料化も視野に入れて、本市の救急サービスの在り方について検討されたい。

(2) 非常時の消防・救急体制について

警防規程第 8 条に基づき、消防署長は、管区内の警防活動を実施するため警防計画を作成しなければならないとされている。

各消防署の警防計画作成状況を見たところ、消防局が指針を示した後、消防署が作成に要している期間は様々であるが、例えば大規模災害等応援・受援計画は、ほとんどの消防署が 1、2 年のうちに作成しているにもかかわらず、5 年以上経過した現在も未だ作成作業中である消防署が見受けられた。

消防署が作成する警防計画は、管轄区域内の実情に応じたものとなるため、作成に要する期間にある程度の長短が生じるところであるが、警防計画は、いつ発生するか分からない災害に対処するために消防隊の編成、運用その他警防上必要な事項を定めるものであり、災害発生時の警防活動の根幹として、必要不可欠のものである。

本市の消防・救急体制があらゆる災害の態様に的確に対応できるよう万全の体制を整えるため、消防局は、各消防署の警防計画が計画的に作成されるよう指導を徹底されたい。

(3) 立入検査及び違反処理について

ア 立入検査の実施計画について

消防局は、検査規程第 4 条により、立入検査を実施するに当たって各消防署毎に月間及び年間実施計画を立て検査を行うこととしている。

立入検査の実施回数は、毎年 1 回以上実施すべきものから 3 年に 1 回以上、5 年に 1 回以上実施すべきものなどがあり、効果的な立入検査を行うためには、消防署長は、検査対象物の複数年にわたる立入検査実施状況を把握し、計画しなければならない。

各消防署における立入検査実施計画の作成状況を見たところ、8 消防

署のうち4消防署において、消防署で定めた要綱等に当該年度のみの実施計画の作成を定めていた。

消防局は、消防署長が定める立入検査実施計画書が過去の立入検査の実施状況を把握でき、かつ今後複数年間の計画を明示するものとなるよう改善されたい。

イ 違反処理における進行管理の徹底について

消防長又は消防署長は、川崎市火災予防違反処理規程（平成14年消防局訓令第33号。以下「違反処理規程」という。）第8条に基づき違反処理の実態を把握しなければならないとされている。

実務としては、予防係長等が違反対象物の一覧表等を作成して違反処理の進行状況を把握し、検査員に対する指導、助言を行うこととなる。

しかし、予防係長等が違反対象物の一覧表を作成していない事例、検査員からの報告を毎月受けていない事例、検査員の違反処理状況に応じた適切な指導、助言が行われていない事例が見受けられた。

消防局は、違反処理の方針及び計画を明確にするなど予防係長等による進行管理体制を見直し、チェック体制の整備、徹底を図り、違反処理の的確かつ厳正な執行に努められたい。

ウ 消防情報管理システムの見直しについて

違反処理規程第7条第3項に基づき、検査員が違反処理の結果を消防署長へ報告する場合、消防情報管理システムにより違反処理経過表及び防火対象物違反内容一覧表を出力し、これにより報告することとされている。

しかし、現行の消防情報管理システムには、同一防火対象物に複数の違反事項があるとき、違反事項別の処理経過の把握が難しいこと、違反

対象物の関係者からの電話連絡等の記録は手書きの方が手軽にできることなど違反処理の経過を把握する方法として課題がある。

消防局は、消防情報管理システムが立入検査及び違反処理に係る事務の適正な実施のために有効に機能し、かつ事務効率の向上につながるようシステムの見直しについて検討されたい。

エ 警防課員と予防課員との連携の推進について

違反処理について、警防課員と予防課員との応援、協力の実態について見たところ、相互の連携が十分ではなく、責任の所在が不明確になっている事例が見受けられた。

消防局は、警防課員と予防課員との連携の方法について要綱等に規定するなど運用上の根拠を整備し、違反処理の是正促進に努められたい。

オ 立入検査の改善結果・計画書の提出の徹底について

検査員は、立入検査の結果、法令違反を認めた場合、検査規程第13条に基づき、改善結果・計画書等の提出を求め、これを防火対象物立入検査票に添付して消防長又は消防署長へ報告をすることとされている。

各消防署における防火対象物立入検査票及びその添付書類を見たところ、改善結果・計画書が提出されていない事例が多数見受けられた。

消防局は、違反事項の是正促進を図るため、消防署長が定める要綱等に改善結果・計画書の提出期限を定めるなど改善結果・計画書等の提出が徹底されるよう改善されたい。

カ 違反処理基準に基づく警告書等の交付の徹底について

違反処理規程第14条の2による警告書の交付及び同規程第18条による命令書の交付状況を見たところ、違反処理基準に定められた交付要件に該当しているにもかかわらず、適正に警告書又は命令書が交付されて

いない事例が見受けられた。

消防署では、警告書及び命令書の交付に際して、違反対象物の実情に応じて履行義務者に改善の意思が見受けられるときは、その交付を猶予する運用を行っていたが、その根拠及び決定理由は明確に示されていない。

消防局は、違反処理における警告及び命令の措置が違反処理規程及び事務処理要領に基づき厳正かつ明確に行われるよう改善されたい。

(4) 普及啓発活動について

ア 防火意識の普及啓発について

防火思想の普及啓発、防災対策の推進、大規模災害時の消防活動の支援等を目的として、婦人消防隊、少年消防クラブ、防火協会、町内会、消防ボランティアなどが存在する。

消防局は、これらの団体との協力関係を強化するため、各種団体による防火防災訓練、イベント等の計画立案の段階から参画し、より多くの防火防災の専門知識やノウハウを積極的に提供し、市民及び企業と協働して地域社会全体の消防・防災体制の確立に向けた施策の推進を図られたい。

イ 財団法人川崎市消防防災指導公社の啓発活動について

本市総務局が平成12年に行った出資法人点検では、財団法人川崎市消防防災指導公社（以下「公社」という。）について「収益事業比率の割合が52%と高くなっています。法人設立時に民間が行っていた管理事業を引き継いだのが主因と思われます。法人の公益性及び民間との競合という観点から、役割分担について再検討することが必要です」と指摘されている。

公社は改善措置として、公益性の高い事業の推進を図ることとしていたが、依然として、公社の設立目的である普及啓発事業は、講習会の開催、ポスター、消防グッズの作成程度であり、公社全体の事業に占める公益事業の割合が小さい。

公社は、設立目的に沿って、積極的に防火思想の普及啓発事業の推進を図るべきである。

(5) 事務の適正な執行について

ア 消防職員の処遇について

(ア) 女性消防職員の職域拡大について

消防局は、消防職員の採用に当たり、既に男女別採用枠を撤廃しており、管理職への登用についても、川崎市男女平等推進化計画に基づき登用を検討している。

平成16年4月1日現在の本市の女性消防吏員33人の配置状況を見たところ、警防業務として救急業務に8人、指令管制業務に2人が配置されていたが、実際の火災現場へ出場する警防業務へは配置されていない。

平成16年3月、消防庁は「女性消防職員の警防業務への従事に係る留意事項について(通知)」において、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく「就業制限の趣旨を踏まえつつ、合理的な解釈をもって、女性消防職員についても警防業務に配置することは可能」との見解を示し、女性消防職員の採用、職域拡大等の促進を求めている。

本市にあっても、女性消防職員の職域拡大に向けて、職員の意識改革、施設の整備等ソフト、ハード両面の環境を整備し積極的な取り組みを行われたい。

(イ) 時間外勤務手当の請求について

各消防署の警防業務における勤務表及び時間外勤務命令簿を見たところ、勤務時間外に火災出場した場合の時間外勤務手当の請求が1隊全員同じ時間である事例が多数見受けられた。

火災現場からの帰署後は、職員毎に役割（清掃点検、記録、報告等）が異なり、時間外勤務の終了時間が異なるのが実態であるので、実態に則して時間外勤務手当を請求するよう改善されたい。

(ウ) 救急職員の交代に伴う時間外勤務手当について

各消防署は、救急隊の出場が集中する日又は時間帯があることから、過重労働となることを考慮し、救急隊員のうち特に運転を担当する機関員については、一定の基準を設け、基準を超えた場合は、機関員と消防職員の有資格者の間で交代して勤務することとしている。

一部の署では、勤務時間外において、交代して救急車の運転業務に当たる消防職員について、車両、資材の点検、引き継ぎ、着替え等に要する時間として時間外勤務手当の対象としていたが、他の署では対象とはしていなかった。

消防局は、職員の交代に伴う当該時間について、時間外勤務手当の取扱いが統一したものとなるよう改善されたい。

イ 消防団に係る事務について

(ア) 出務費用弁償支給事務について

a 出務した消防団員の把握について

消防団員が災害の防除及び訓練のために出務したときは、川崎市消防団給与条例第2条(昭和23年条例第1号)に基づき、費用弁償が支給される。

消防団員への費用弁償支給事務について見たところ、出務報告書に記載されている消防団員と費用弁償の支給を受けた消防団員が一致していない事例が見受けられた。

消防署は、消防団から後日提出される出務報告書及び費用弁償請求書に基づいて費用弁償を支給しているが、消防局及び消防署は、実際に出務した消防団員を把握していなかった。

消防団から提出される書類だけでは、費用弁償を支給する証拠資料として十分とはいえず、消防局は、災害、訓練等に出務した消防団員を的確に把握するよう改善されたい。

b 費用弁償請求書の作成について

消防署は、消防団本部事務局として消防団員の費用弁償に関する事務を行っている。消防署の担当職員は消防団員が行うべき費用弁償の請求、受領事務を行い、同じ職員が消防局の事務として、請求に基づく費用弁償の支出事務を行っていた。

消防局と消防団の責任の所在を明確にするため、消防局は、費用弁償請求書の作成等を消防団が行うよう改善されたい。

c 費用弁償の支給要件の見直しについて

消防団員が出務しても消防局に予算がないことを理由に、費用弁償が支払われていない事例が見受けられた。

消防局は、消防団出務費用弁償等運用内規（44川消局警第1188号）により、費用弁償を支給する出務の範囲を定めている。

消防団員が内規に定めた範囲の出務を行った場合、費用弁償は支給しなければならないものである。

本市の財政状況から考えると当面予算の大幅な増加は望むことが

できない状況であり、消防局は、出務費用を支給することのできる消防団の出場範囲について見直すなど適正実施に向けて費用弁償支給事務の改善を図られたい。

(イ) 消防団の運営に係る補助金について

消防団運営補助金及び消防団員操法大会等運営補助金の支出及び精算事務について見たところ、次のような事例が見受けられた。

- a 消防団長は、交付された補助金の一部を分団の事業運営資金として各分団に分団維持交付金又は督励費の名目で振り分けている。

補助金の精算には、証拠書類として、分団維持交付金又は督励費を消防団長から受領した消防団員の領収書が添付されていたが、分団における補助金の使途を示す証拠資料が添付されていない事例が見受けられた。

- b 消防団の平成15年度決算報告書において、添付されている領収書では個々人の金額及び内容が適正かどうか判断できない事例が見受けられた。

消防局は、消防団の運営に係る補助金の支出に関する消防署のチェック体制を見直し、証拠資料による補助金の使途の明確化、支出基準の周知徹底など補助金支出の適正化に向けた改善を図られたい。

(ウ) 消防団の簿冊の整理について

消防団は、川崎市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則（昭和38年規則第59号）により、団本部及び分団本部には、消防団員名簿等必要な簿冊を常に整理しておかなければならないこととされている。

各消防団の簿冊の整理状況を見たところ、消防団の日誌が整備され

ていない事例、日誌の記載内容が不十分な事例が見受けられた。

消防局は、消防団の簿冊の整備状況を適時把握し、消防団に備えるべき簿冊の様式を定めることにより、消防団の活動状況が的確に把握できるよう改善されたい。

(エ) 消防団用ホースの管理と調達について

消防団のポンプ車、消防用ホース等は、川崎市物品会計規則(昭和39年規則第32号)第38条に基づき、常に良好な状態で整理し、確実に保管しなければならないこととされている。

消防団器具置場において消防団の設備資材等物品の保管状況を見たところ、多数の未使用の消防ホースが残っている事例が見受けられた。

消防団の消防ホースは、消防局が一括して調達し各消防署に配付しているが、消防団によって災害出場時の放水活動や訓練の実施回数などが異なることから、消防団の消防ホースの耐用年数は一定ではない。

消防局は、消防団のホースの適切な保管について指導徹底し、消防団の消防ホースの使用実態に応じた効率的な調達をするよう改善されたい。

ウ 防火管理講習会の事務について

ある一定規模以上の建物においては、その所有者や借受人等は、防火管理上必要な業務の実施責任者として防火管理者を選任し、防火管理上必要な業務を行わせることが法により定められている。

防火管理者になるには、「防火管理講習」を受講して資格を取得することとなる。本市では、この防火管理講習会を開催するのは消防局の事業であるが、同講習会に使用するテキストの販売は公社が行っている。

各消防署の防火管理講習会の実施状況を見たところ、公社印が受付印

として使用されている事例が見受けられた。

消防局は、防火管理講習会事務について、消防署と公社との役割分担を徹底し、市民に誤解の生じないよう事務の改善を図られたい。

また、市民向け講習会の応募方法について、受講申請書のインターネットホームページへの掲載やインターネット上での電子申請の導入など、市民の利便性を考慮した取扱いについても検討されたい。

エ 公社の事務について

公社に在職する職員の福利厚生増進と相互の親睦を目的として、公社の職員及び常勤役員で構成された親睦会としての公社「親交会」があるが、公社は親交会の活動を活発にすることを目的に250万円の助成金を支出している。一方で、会費は総額13万8,000円で親交会収入総額の5%に過ぎなかった。

親交会の活動内容と近年の社会状況から、収入に占める助成額の割合が大きいのと思われるので、親交会への助成について見直されたい。

オ 神奈川県下消防救助技術指導会について

神奈川県下消防救助技術指導会については、昭和63年以降川崎市が会長都市となっている。当該指導会の負担金については負担金総額の4分の1を会長都市が負担することになっており、負担金総額286万円の内77万1,500円を毎年、川崎市が負担している。

横浜市の当指導会に対する負担金は、在籍する消防職員数が本市の3倍程度であるにもかかわらず69万4,000円である。

全国消防長会をはじめとする消防関係等の会費や負担金を見ても、そのほとんどは消防職員や在籍者の数で会費を均等に定めており、単に会長都市であるという理由で他の団体に比べ多額の負担をしている事例は

見受けられなかった。

この負担金の額は、平成6年度の神奈川県消防長会総務分科会で定められているが、負担金の見直しについて、関係各都市に積極的に働きかけを行うなど適正な措置について検討されたい。

(6) 情報化の推進について

インターネットホームページは、行政の施策を効果的に推進するため積極的に活用すべき重要な広報手段であり、消防局は、インターネットホームページに救急件数の増加や消防団員の不足など消防局の現状や課題を掲載することにより、消防行政を広く市民にアピールする必要がある。

現状の消防局インターネットホームページを見たところ、消防署のページが一部しか作成されていない、消防・救急の件数が年に1度発行される「消防年報」を掲載するに留まっている等他都市のホームページと比較すると、消防行政のアピール、情報量、情報の適時性等について、一層の充実が望まれる。

消防局は、消防局インターネットホームページを市民への啓発活動の重要なツールとして位置付け、市民にわかりやすく、使いやすい情報発信元として一層の充実を努められたい。

9 まとめ

平成7年1月の阪神淡路大震災からほぼ10年目を数える平成16年10月、新潟県中越地震（M6.8）が発生し、避難者約10万人、住宅損壊約9万棟、被害額約3兆円を超える大規模災害となった。地震発生時刻が17時56分と夕食時であったものの、火災発生件数が11件と少なく、火災による死者はなかった。

一方、平成16年12月、国の中央防災会議の首都直下地震対策専門調査会

は、首都直下地震の被害想定を公表した。川崎市にM6.9の直下型地震が18時に発生した場合、建物被害は約18万棟、死者数は約1,800人と想定され、このうち火災による建物被害が約13万棟（72%）、死者数は約900人（50%）に上る。他の大規模地震と比較して火災による被害の割合が高く、改めて大規模災害発生に備えた本市の消防・救急体制の充実、市民の防災意識の普及啓発が望まれるものとなっている。

消防局は、今回の監査の結果により指摘したいくつかの課題について、早期改善に努められたい。特に、消防車両等消防の装備、消防職員数については、消防庁が定めている「消防力の基準」をほぼ充足していたものの、救急隊数は、「消防力の基準」だけでなく全国平均をも下回っていた。救急搬送件数の増加により救急隊の現場到着時間が徐々に遅くなっており、消防局にとって救急隊の増隊が喫緊の課題となっている。

消防局は、基本方針を作成し、合理的かつ効果的な消防・救急体制づくりを目指し、署所の適正配置等抜本的な改革に取り組んでいる。この基本方針が、消防行政上の様々な課題に対する施策の有効な指針となるよう、適時、適切な見直しを図り、中長期的な将来展望を基に計画的かつ着実に推進されるよう努められたい。

また、大規模地震や生物化学テロ等多様化する災害に的確に対応するためには、本市と国、県及び近隣自治体との連携による広域緊急応援体制の整備が必要となるとともに、市民一人ひとりの防災意識の向上と市民相互の助け合いの基盤となる“地域の力”を育むことが重要である。

“地域の力”を育む施策の実施に当たっては、消防局のみで対応するというのではなく、総務局危機管理室等他の防災関係部局が相互に連携して取り組む必要がある。特に、本市の消防、防災に関する施策の方向性について、

インターネット等の多様な手段を利用して、より広く、より充実した情報提供に取り組むとともに、これまで以上に、一般市民、消防、防災に係る住民組織及び各種ボランティア団体との協働による取組みを強化し、災害をより具体的に想定した実効性の高い防災訓練の実施など市民が主体となって日常から災害に備える意識の普及啓発に努められたい。

いつでも、どこでも、どのような災害が発生した場合でも社会全体が迅速かつ的確に対応できる体制を目指して、また、災害の発生、拡大を極力予防する施策の推進に向けて、市民の生命・身体・財産を守るための安全で安心なまちづくりの推進に、全庁を挙げて努められるよう期待する。